

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）には、通院日以外にも療養のため労働することができなかったと認められる期間が存在するとして、不支給とした原処分を一部取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は平成〇年〇月〇日〇会社の従業員として業務を終え、原付バイクで帰宅途上負傷し、「右後十字靭帯損傷」にて加療した結果、平成〇年〇月〇日付けで症状固定し、障害等級準用第12級の決定を受けたものである。

その後請求人は右膝の疼痛と不安定感の改善を目的として「靭帯再建術」を受け、平成〇年〇月〇日より再発と認められ治療を継続しているものである。請求人は再発日より休業給付請求を行ったが、監督署長は平成〇年〇月〇日～〇月〇日までの間の通院日、入院日は支給し、それ以外は休業の必要性が認められないとの理由で、不支給とする旨の各処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

〇病院医師の指示通りにした結果、休業給付が通院日、入院日しか支払われないのは納得できない。

また、平成〇年〇月分については〇月〇日に手術し、約1週間後の同月〇日に退院して傷口の抜糸もしていない状態で翌月に入り、すぐに働くことはできないのに通院日しか支払われないのは納得できない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

休業の必要性について、主治医面談によると、請求人の職種は介護職であるが、よほどの力仕事でない限り軽作業であれば、術後2ヶ月、長く見ても3ヶ月あれば十分であるとのことであり、医学的に見て軽作業は可能であり、労働不能とは認められない。

よって、平成〇年〇月〇日から〇月〇日までの期間は通院日と入院日については療養のため労働することができない日と認められるが、その余の期間については労災保険法上の休業の必要性を認めることはできない。

4 審査官の判断

請求人の療養期間については、〇病院の2名の医師ともに治療の必要性は認めており、争いのないところである。

休業の必要性について平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日の間について、監督署長は〇病院医師に面談し、同医師意見から、医学的にみて軽作業は可能であり、労働不能とは認められないとして通院日のみを休業日として支給決定したものである。

一方、請求人は自宅近くの病院でのリハビリを希望したが、〇病院の別の医師から他の病院では好ましくないとされたと述べている。〇病院医師は平成〇年〇月〇日付けの診断書において、「自宅近くの医療機関への受診は推奨していない。請求人の希望があれば禁止はしていない。」と記載しており、請求人の供述と合致しており、請求人が医師の指示により月1回の受診となったと考える。

現在の主治医である〇病院医師は、症状所見書において、「リハビリの必要な期間は退院後はホームエクササイズを膝屈曲ができるまで。就労については特に制限していない。休業は指示していないが可動域制限があった為、就労は困難であった可能性がある。」との意見を述べているが、診療録に就労の可否に関する指示の記載はない。

地方労災医員は意見書において、平成〇年〇月〇日手術施行時より右膝の可動域の回復は十分でなく、疼痛も残っていることより、全期間を通じて就労は困難であったと考えられる、との意見を述べている。

以上のことから、請求人の通院日数は少ないものの、医師から就労の可否に関する指示はなく、医師の指示に基づき受診しており、靭帯固定具を挿入したままの膝の可動域の回復は十分でなく、疼痛も残存していることからすれば、全期間を通じて就労は困難であったと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してなした休業補償給付に関する処分のうち、平成〇年〇月〇日

から同年〇月〇日までの間の通院日、入院日以外の日について支給しないとした処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。